

## ④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nrib.go.jp/">http://www.nrib.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm">http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm</a>

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. 「※」については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	B	A	
(1)物件費の経費節減	A	A	A	—	—	—	
(2)業務運営	A	A	A	A×2	A×1 C×1	A×1 B×1	
(3)職場環境の整備、職員の資質の向上				A	A	A	
(4)施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	A	B	B	A	A	A	
(5)事務の効率的処理	A	A	A				
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	B	A	A	A	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A <sup>+</sup> ×3 A×11 B×3	A <sup>+</sup> ×3 A×12 B×2	A <sup>+</sup> ×2 A×14 B×1	A <sup>+</sup> ×1 A×12 B×1	A <sup>+</sup> ×2 A×11 B×1	A <sup>+</sup> ×2 A×10 B×2	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A <sup>+</sup> ×1 A×2	A <sup>+</sup> ×1 A×2	A <sup>+</sup> ×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(5)成果の普及	A	B	A	A×2	A×2	A×2	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A		A	A	A	
財務内容の改善※			A				
(1)運営費交付金・自己収入※			A				
(2)借入金の抑制※			○				
<b>4. 短期借入金</b>	○	○		○	○	○	
<b>5. 重要な財産の処分(譲渡等)</b>	○	○		○	○	○	
<b>6. 剰余金の使途</b>	○	○		○	○	○	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備の整備	A	○					
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20事業年度の業務の実績は、第1期中期目標期間終了時の見直しに対する取組はもとより、第2期中期目標に照らして良好である。
- 研究業務については、醸造用微生物の菌株の分別判定にゲノムのパターンを利用し、醸造特性に関与する生理活性の解明にゲノムの情報を利用するなど、「ポストゲノムの研究手法」を活用して、実用研究に役立っている点が大いに評価できる。
- 研究以外の業務については、事故米の不正流通に係る酒類の分析等、社会の要請に適切かつ迅速に対応したことは高く評価できる。一方で、一般消費者(国民)との関わりについては、一層の向上の余地がある。
- 契約については、随意契約の件数は減少しているものの、競争入札における一者入札への対策などの課題がある。
- 今後とも、業務の効率的、効果的運営に努め、民間企業、大学等との連携を強化しつつ、共同研究や受託研究の受け入れを積極的に進めるとともに研究活動の一層の活性化を図ることが期待される。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1課6部門体制による業務の遂行。</li> <li>規制改革のための3か年計画等を踏まえた中期計画の変更。</li> <li>裁量労働制と研究員手当の導入。</li> <li>理事長裁量枠予算(58百万円)</li> <li>遺伝子組換え生物の不適切な使用の事実の把握及び再発防止の取組を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部門制を主体とした組織運営に加え、裁量労働制や研究員手当の有効な活用に努めている。また、理事長裁量配賦予算の枠を拡大し、業務全般の効率的、効果的運営に向け、経営面からの指導を強めた。</li> <li>研究費の不正使用防止の観点から、研究業務について、監事による監査を月1回行うなど、コンプライアンス体制の確保に努めている。</li> </ul>
職場環境の整備、職員の資質の向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期健康診断(年2回)、健康相談(年10回)、安全衛生に関する講習会の開催。</li> <li>外部研修への職員派遣(2件)、海外で開催された学会等への派遣(延べ6名)、外部講師によるセミナーの開催等。</li> <li>顕著な業績に対する理事長表彰(3名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事長表彰による研究員の業績評価や処遇への反映など、職場環境は良好な状況が保たれている。国際学会での発表にも力を入れ、これまで高度な分野での成果を上げるなど、職員の資質向上に向けた取組も妥当である。</li> </ul>
施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設・機器等の貸与実績:19件</li> <li>会議室等の貸与:6件</li> <li>eラーニングによる内部統制研修の実施(平成20年12月～)</li> <li>平成20年3月に策定した「業務・システムに係る最適化計画」のうち、全国新酒鑑評会システムの更新等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設、機器等については、効率的に使用されている。</li> <li>業務・システムの最適化については、中期計画に見合った展開状況となっているが、今後より革新的な動きが望まれる。</li> </ul>
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルバミン酸エチルの分析(国税庁):144点、受託分析(民間):73件</li> <li>事故米穀を使用して製造された可能性がある酒類等の分析(国税庁):98点</li> <li>浮ひょうの校正:483点(うち国税庁406点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析業務については、分析法の改良等に対応しているとともに、民間開放についても着実に達成されている。</li> <li>「事故米」という社会的課題に対して受託分析を迅速・適切に実施し、その情報公開に努めた点が高く評価できる。</li> </ul>
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑評会開催:3回、審査員派遣:25件、品質評価基準の作成等支援:3件</li> <li>鑑評会の業界団体との共催化。</li> <li>鑑評会の収支相償の取組。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑評会の収支相償に対する取組としては、特殊事情により、結果として収支相償に至らなかったが、収支相償を進めている点は評価できる。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別研究:4件(麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等)</li> <li>基盤研究:10件(酒類の成分に関する研究、酒類の飲酒生理に関する研究等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期中期目標期間に沿った各課題が着実に実施され、十分な成果の蓄積が認められる。</li> </ul>
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会及び講習会への講師派遣:50件</li> <li>遺伝子資源の分与:336株</li> <li>広報誌の発行:2回、34,000部</li> <li>見学者:1,141人、満足度:4.4点/5点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果の普及に積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。</li> <li>一般消費者・国民に研究成果をわかり易く伝えるための刊行物を発行するなど、成果の普及や情報提供は順調・良好である。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒ラベルの用語事典の累計発行部数:日本語版113,721部、英語版21,438部、中国語版11,780部</li> <li>うまい酒の科学:17,000部(平成21年3月末)</li> <li>教養講座:5回開催、参加者233人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本酒ラベルの用語辞典」の日本語・英語・中国語版は追加要請が多く、新書として発刊した「うまい酒の科学」も増刷され、ともに好評を得ている。</li> <li>教養講座の開講なども中期計画に従って順調に実績が積み上げられている。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清酒製造技術講習:2回、32人</li> <li>酒類醸造講習:2回、31人</li> <li>清酒官能評価講習:3回、36人</li> <li>酒類流通業者への研修21回、614人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の満足度が高い上、受講者増加への努力がうかがえるほか、中期計画の実施は順調であり、特に講習の実施方法に関する改善が評価される。</li> </ul>
予算、収支及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入実績(予算):12.7億円(12.5億円)</li> <li>支出実績(予算):12.1億円(12.5億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に従って、積極的に自己収入、競争的研究資金の獲得などに努め、また業務運営の効率化への努力が認められ、財政上の収支の健全性も確保されているほか、監事の監査結果も良好である。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び铸つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.mint.go.jp/">http://www.mint.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	B	
(1) 組織の再編等	A	A	A	A	A	A	
(1) 事務・事業の見直し	/	/	/	/	/	A×1 B×1	
(2) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	A	/	
(2) 組織の見直し	/	/	/	/	/	A	
(3) 人材の有効な活用	A	A	A	A	A	/	
(3) 保有資産の見直し	/	/	/	/	/	B	
(4) 内部管理体制の強化	B	A	B	A	A	B	
(5) 経費の削減	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	A	A	A	/	
(5) その他	/	/	/	/	/	A	
<b>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) 貨幣の製造等	A <sup>+</sup> ×1 A×4	A <sup>+</sup> ×2 A×3	A <sup>+</sup> ×1 A×4	A×5	A <sup>+</sup> ×1 A×4	/	
(1) 通貨行政への参画	/	/	/	/	/	A	
(2) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	/	
(2) 貨幣の製造等	/	/	/	/	/	A×3	
(3) 勲章等の製造等	/	/	/	/	/	A×1 B×1	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A <sup>+</sup>	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	—	—	○	—	○	—	
<b>6. 剰余金の使途</b>	○	○	○	○	○	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	B	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度は、全体的にみて中期目標に沿った業務展開となっている。経費削減に向けた取組をはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し着実に取り組んできたこと評価でき、目標をクリアすべく努力し、不況下にあっても全体としては成果が出ていることから、計画は達成されたものといえる。
- 固定的な経費は、前中期目標平均額と比較し、2.2%の削減に止まり、当年度の目標を下回ったが、原材料評価損という特殊要因を除けば11.3%の削減と順調に進展。人員削減については、適正な配置を保ちつつ、計画的に順調な削減が進んでいる。間接部門の人員数の削減も、平成20年度対比において総人員数の削減率を上回って3.9%の削減率となり中期計画

に沿った動き。

- 品位証明業務、地金及び鉱物分析業務については、「収支相償」という目標に今一步の状況まで改善されたが、今後も更なる経営改善に向けた努力が期待される。保有資産の必要性について、引き続き検討を行うことが望まれる。
- 貨幣及び勲章の製造は、数量面、品質面ともに確実に進められ、製造工程における機械化等による効率化も進展。新しい偽造防止技術である「異形斜めギザ」加工技術及び「バイカラー・クラッド」製造技術を用いる貨幣の様式や素材の検討を行い、貨幣への実用化を達成。平成 20 年度から始まった地方自治法施行 60 周年記念貨幣については、デザイン力の維持・強化に努めている。
- セキュリティ上の問題は発生せず、「死亡災害」はもちろん「障害が残る災害」の発生もゼロとなるなど、職場環境は良好。
- 利益面では、貨幣セット販売の売上増加や経費削減努力により、健全な状況を維持。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固定的経費:170 億円(第1中期目標期間中の平均 174 億円)</li> <li>• 平成 21 年度期初の総人員数:1,018 人(17 年度末人員数(1,112 人)に対して 8.5%の削減)</li> <li>• 平成 21 年度期初の間接部門の人員数:489 人(20 年度期初の間接部門人員数(509 人)に対して 3.9%の削減(同期間における総人員数の削減率 3.0%))</li> <li>• 保有資産のうち、三つの保養所は平成 20 年度末をもって業務廃止、職員宿舎は平成 21 年3月に廃止・集約化計画を策定、東京支局庁舎分室は平成 20 年度末をもって廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工場別の固定的経費の削減は、本局・東京支局においては年度計画目標を達成したが、広島支局では前期平均額に比して約2割増と目標未達。しかし、原材料費評価損という特殊要因を除けば 5.0%削減。</li> <li>• 人員の削減については、適正な配置を保ちつつ、計画的な削減がなされ、順調に進んでいる。間接部門の削減も平成 20 年度対比において総人員の削減率を上回り、中期計画に沿ったものとなっている。</li> <li>• 独立行政法人整理合理化計画に基づき、保養所(3か所)及び東京支局庁舎分室を廃止、職員宿舎の廃止・集約化計画を策定するなど、計画に沿った取組を進めている。</li> </ul>
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな貨幣の様式として、「斜めギザ」を高度化させた「異形斜めギザ」の加工技術を記念貨幣に採用し、製造。</li> <li>• リングとコアの2種類の金属を組み合わせ、コアは異なる種類の金属板をサンドイッチ状に挟み込む二色三層構造のバイカラー・クラッド素材を記念貨幣に採用し、製造。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「異形斜めギザ」加工技術及び「バイカラー・クラッド」製造技術を用いる貨幣の様式や素材の検討を行い、実用化した。</li> </ul>
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貨幣の製造実績:10 億 9,122 万枚</li> <li>• 生産管理システム及び ERP システムを活用し、生産管理を徹底。</li> <li>• 500 円貨に加え、100 円貨及び 10 円貨についてもすべて貨幣自動検査装置による製出体制とし、50 円貨についても貨幣自動検査装置による検査を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貨幣の製造は、数量面、品質面ともに問題はなく、財務大臣の定める枚数を製造し、確実に納品した。また、返品件数もゼロであり目標を達成した。品質・生産管理や人員の配置に係る製造体制の見直しなど効率的に貨幣の製造を行った。</li> </ul>
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貨幣セット販売実績:1,421,829 セット(19 年度:757,102 セット)</li> <li>• アンケート調査(顧客満足度):4.2(5段階評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方自治法施行 60 周年記念貨幣の発行に伴う記念貨幣セットの販売などにより、販売数及び販売金額は前年度比で大幅に増加。</li> <li>• 顧客満足度調査は目標の 4.0 を上回ったが、苦情があったことも踏まえ、一層の問題意識を持つことが必要。</li> </ul>
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勲章等製造請負契約に基づく 28,166 個を確実に製造、納品。</li> <li>• 一般工芸品受注・販売実績:47,910 個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勲章は、内閣府との間の契約どおり確実に製造・納品した。</li> </ul>
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貴金属の品位証明受託実績:280,800 個</li> <li>• 「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」に基づき、返却期間の短縮、手数料引上げ、大口割引制度を引き続き実施。</li> <li>• 地金・鉱物の分析業務受託実績:118 件</li> <li>• 「地金及び鉱物の分析業務に係るアクションプログラム」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス向上に向けた取組や活発な広報活動等の展開は評価できる。他方、品位証明業務及び地金・鉱物分析業務はともに件数・数量・金額とも前年度をやや下回った。引き続き品位証明業務等の国民各層への浸透に努める必要がある。</li> </ul>
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当期総利益:879 百万円</li> <li>• 経常収支比率:103.2%(目標 100%以上)</li> <li>• 棚卸資産回転率:2.40 回(目標:19 年度実績(2.32 回)を上回る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益は、原材料市況の下落に伴う評価損発生からやや低水準。この特殊要因を除けば中期計画や年度計画を上回っている。多額の原材料評価損が発生する可能性が生じる中で、大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は、年度計画の目標を上回った。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:仁尾 徹)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.npb.go.jp/">http://www.npb.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	B	A	B	B	B	
(1) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	A	A	A	B	B	B	
(1) 事務・事業の見直し						A×1 B×1	
(2) 内部管理体制の強化	C	C	B	B	B		
(2) 組織の見直し						A	
(3) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	A		
(3) 保有資産の見直し						B	
(4) 内部管理体制の強化						A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他						B	
<b>2. 業務の質の向上</b>	A	B	B	B	B	A	
(1) 銀行券の製造等	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1		
(1) 通貨行政への参画						A	
(2) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	A		
(2) 銀行券の製造等						A	
(3) 旅券、印紙等の製造等						A	
(4) 官報、法令全書等の提供等						A	
<b>3. 予算、収支計画、資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	○	—	○	○	○	—	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	B	A <sup>+</sup>	A	A	A	B	
(5) 印刷局病院	A	B	B	B	B		

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度は、全体的にみて中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 市販用白書、自動車検査標章等からの撤退、民間への業務委託の推進、前中期目標期間の平均額を下回る工場別の固定的経費、人員の平成17年度末比8.2%の削減、保養所の全廃等、中期計画に沿って順調に業務運営の効率化を図っている。
- 高品質で均質な銀行券の製造・納品の確実な達成等、業務の質の向上に関し、全般的に問題は発生していない。
- 東京病院の経営状況については、平成18年度から20年度の3年間を対象とするアクションプランの目標達成には届かず、移譲に向けた取組の継続も求められる。
- 利益は中期計画を上回る水準となった。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務・事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ製品のうち、自動車検査標章等の製品から撤退。</li> <li>政府刊行物サービス・センターは、企画競争を行い、民間事業者へ業務を委託。</li> <li>官報は、守秘性に問題がない裁判所公告等の入力・校正等業務について、外部委託しすべて競争性のある契約に移行。</li> <li>東京病院については、他の医療機関等への移譲に向けて、地元自治体等と協議を進めている。また、病床及び診療科の見直し、人間ドックの受入れ拡大、後発医薬品の使用、事務員削減等を実施 キャッシュ・フローベース: ▲214 百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ製品事業のうち民間対応が可能とみられる自動車検査標章等から撤退した。</li> <li>政府刊行物サービス・センターについては、企画競争を行い、民間事業者へ業務を委託するなど、中期計画に沿った見直しが実施されている。</li> <li>官報について、入力・校正等業務の一部については、外部委託を実施し、発注に当たっては一般競争入札等競争性のある契約に移行している。</li> <li>東京病院については、収支改善に向けた経営努力を行ったが、キャッシュ・フローベースで2億1千万円余りの赤字で、平成19年度からの改善は8百万円程度に留まり、18年度から20年度の3年間でキャッシュ・フローベースで医業損益をプラスにするというアクションプランの目標は達成できなかった。同病院の移譲の協議について、引き続き努力が求められる。</li> </ul>
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場別の固定的な経費は、退職不補充等による労務費の削減などに努めた結果、すべての工場において前中期目標期間中の平均額を下回った。</li> <li>平成20年度末総人員数:4,639人(17年度末総人員数(5,056人)に対して8.2%削減)</li> <li>すべての保養所を廃止。職員宿舎の廃止・集約化計画を策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場別の固定的な経費については、7工場すべてにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、順調に業務の効率化が図られている。</li> <li>人員の削減については、中期計画を上回るペースで順調である。</li> <li>保養所の全廃等、組織の見直しは進んでいる。</li> </ul>
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務大臣の定める製造計画(33億枚)を達成。</li> <li>印刷部門等における二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門における長期連続操業による機械稼働等を継続。</li> <li>平成16年度から19年度までの実績平均を100とした総合損率の相対比率 印刷部門:98 製紙部門:117</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚の銀行券の製造、納入を確実に達成した。また、柔軟で機動的な製造体制の維持・向上について、人材育成も含め改善を進めており、経営努力が窺われる。</li> <li>銀行券の総合損率については、製紙部門が117となり、目標(平成16年度から19年度の実績平均を100とした総合損率の相対比率)について、製紙・印刷部門とも100以下)に届かなかった。品質検査装置の拡大導入等が影響していると考えられるが、引き続き品質の安定化に向け取り組む必要がある。</li> </ul>
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期旅券の仕様を検討するため、改ざん防止等の新たな偽造防止技術についての印刷実験を実施。</li> <li>検査手法及び二交替勤務体制の見直しを行い、製造体制の合理化・効率化を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券、印紙等の製造等については、数量面・品質面ともに順調である。</li> <li>次期旅券の仕様の検討など偽造防止技術向上に向けた活動にも注力している。</li> </ul>
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の運用・認証を継続。</li> <li>官報特別号外(緊急官報)製造訓練を迅速かつ確実に実施。</li> <li>官報訂正記事箇所:100ページ当たり41(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率)</li> <li>インターネット版官報の公開期間を拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理を徹底させ、迅速・確実な製造を行い、緊急時の対応における体制の確立と強化にも努めている。</li> <li>官報の訂正記事箇所数は、100ページ当たり41と、中期計画(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率を毎年度100以下)を大幅に上回って達成した。インターネット版官報の提供サービスについては、向上努力が見受けられる。</li> </ul>
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支率:112%(目標100%以上)</li> <li>営業収支率 セキュリティ製品事業:106% 情報製品事業:126%</li> <li>当期純利益:8,431百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員の削減や製造体制の見直しを引き続き進め、総合業務システム(ERP)の活用による部門別の収支状況の的確な把握とコスト削減等、採算性の確保に注力した結果、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回る112%となった。</li> <li>当期総利益は計画を上回る水準となった。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人通関情報処理センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:菊池 武久)
目的	国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。2 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。3 国際貨物業務に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(関連業務)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため上記1の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること(国際貨物業務は、税関手続に係るものに限る。)。4 上記3の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	通関情報処理センター分科会(分科会長:黒川 和美)
ホームページ	法人: <a href="http://www.naccs.jp/">http://www.naccs.jp/</a> (特殊会社となった現在のものであるが、独立行政法人時の公表資料等も本ホームページにおいて公表されている。) 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成15年10月1日～平成20年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 平成20年10月1日をもって同法人は解散し、同日、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が発立された。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	S	A	A	S	
(1) 効率化の目標	/	/	/	/	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2) 組織の再編等	A×2	A×2	A×3	S×1 A×2	A	S	
(3) 給与水準の適正化	/	/	/	/	A	A	
(4) 業務の効率的処理	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5) 予算の効果的・効率的な執行	S×1 A×3	A×4	S×3 A×1	S×2 A×2	A×4	S×3 A×1	
(4) 主たる事務所の移転	A	A	—	—	—	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) システムの安定的な運営	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	A×4	A×4	A×4	
(2) システムの機能の向上	A×5	A×1 B×2	A×3	A×3	A×4	A×6	
(3) 利用者サービスの向上	S×1 A×4	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	
(4) システムの利用促進	A	A	A	S	A	A	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) 予算(中期計画の予算)	A	A	A	A	A	A	
(2) 収支計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 資金計画	A	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	A	—	—	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) 人事に関する計画	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(3) 情報セキュリティの強化等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 次期NACCSの開発等	/	/	/	/	A×3	A×3	
(5) 次期システムの開発に関する計画	A	A	A	A	/	/	
(6) 利用料金の検討準備	/	/	/	/	A	A	
(7) 利用料金の設定	A	A	A	A	/	/	
(8) 随意契約の見直し	/	/	/	/	A	A	
(9) 積極的な情報提供	A	A	A	A	A	A	
<b>8. センターの運営形態の見直し</b>	/	/	/	/	S	S	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.2.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向け適切に実施している。特に、以下の点は評価できる。



- ① 効率化の目標である常勤職員数の削減については、当初の中期計画に盛り込まれていなかった府省共通ポータル等の開発により、業務量が増大したにもかかわらず、システム部の業務の見直しにより9人の常勤職員を削減し、中期計画の数値である115人を大幅に上回る106人とし、中期計画を上回る実績を上げている。
  - ② 予算の効率的、効果的な執行について、中期計画の一般管理費、業務経費の削減目標については、平成19年度末までに達成し、平成20年度は、半期の計画ではあるが、引き続き、一般管理費、業務経費などの削減に努めている。
  - ③ 次期Sea-NACCSについては、利用者説明会等の開催や接続試験の実施等十分な準備を行った。
  - ④ 利用料金については、パブリックコメント等を実施し利用者の意見を十分に聴取するとともに、調達コストの低減等の効果を踏まえた利用料金の引下げや税関業務の業務・システムの最適化計画に沿い申請等の業務の無料化を行う方向で検討を行った。
  - ⑤ 契約については、原則、一般競争入札により行い、契約内容を公表するとともに、監事による入札及び契約内容に係る監査を適切に行うなど、契約の透明性の確保・適正化に努めている。
  - ⑥ センターの運営形態の見直しについて、NACCSセンターは、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受け、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年5月30日法律第46号)により、平成20年10月1日に株式会社化されることになったが、短期間で会社の設立までの準備を着実に進めている。
- 今後においては、以下の点を考慮されることを期待する。
    - ① NACCSセンターの給与水準は国家公務員の給与水準を上回っているが、新規出向者の給与水準の見直しを行うなど給与水準の適正化に取り組み、見直しの効果が現れているものの、依然として対国家公務員指数よりも高くなっており、引き続き、関連する民間企業の状況を見つつ適正な給与水準となるよう努力して頂きたい。
    - ② 民間システムや諸外国の通関システムとの連携は、国際物流の迅速化に寄与するので、計画を立てて積極的に取り組んで頂きたい。
    - ③ 次期NACCSの稼働により、利用者は大幅に増加しているが、引き続き、現実的な目標を立て、利用者の拡充に努めて頂きたい。また、利用者サービスの更なる向上に努めて頂きたい。
    - ④ 次期Air-NACCSについては、平成22年2月に確実に稼働させるため、利用者説明会等の開催などの十分な準備を行って頂きたい。
    - ⑤ システムの稼働率は、ほぼ100%であるが、引き続き、システムの安定的稼働のために努力して頂きたい。
    - ⑥ ホームページアクセス件数は増加しており、引き続き、ホームページを活用して最新の情報を公開するなど積極的な情報公開に努めて頂きたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化の目標	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 常勤職員数:中期目標期間中13%(17人)削減し115人を目標→19.7%(26人)削減し106人を達成 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の中期計画に盛り込まれていなかった府省共通ポータル等の開発により業務量が増大したにもかかわらず、システム部の業務の見直しにより常勤職員を9人削減し、中期計画の数値である115人を大幅に上回る106人とし、中期計画を上回る実績をあげている。</li> </ul>
次期 NACCS の開発等	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次期Sea-NACCSについて、平成20年10月に確実に稼働を開始するようプログラム開発を進め、予定通り平成20年10月12日に稼働を開始</li> <li>• 現行利用者、新規利用希望者との接続試験を実施</li> <li>• 移行説明会、利用者研修、総合運転試験に係る説明会を各地で開催</li> <li>• センター及び次期NACCS全利用予定者を対象に本番環境のもと、総合運転試験を実施(平成20年7月～9月) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次期Sea-NACCSの稼働に際しては、平成20年10月に確実に稼働させるため、接続試験と総合運転試験を十分に行うとともに、利用者説明会等の開催(176回)や関係資料の公表を行うなど十分な準備を行い、中期計画の達成に向け適切に実施している。なお、次期Sea-NACCSは、予定通り平成20年10月12日に円滑に稼働した。</li> </ul>
利用料金の検討準備	7(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次期NACCSの利用料金の考え方及び素案について、パブリックコメントを実施</li> <li>• 「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」(平成20年6月開催)において、設立委員から意見を聴取し検討を実施 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次期NACCSの利用料金については、パブリックコメント等を実施し利用者の意見を十分に聴取するとともに、調達コストの低減等の効果を踏まえた利用料金の引下げや税関業務の業務・システムの最適化計画に沿い申請等の業務の無料化を行う方向で検討を行い、中期計画の達成に向け適切に実施している。</li> </ul>
センターの運営形態の見直し	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民営化支援コンサルタントの活用、設立委員会への対応、創立総会の開催等、株式会社設立に向けた準備を実施</li> <li>• 株式会社設立に際して、監査体制の整備、経営諮問委員会の設置、適正な利用料金設定の仕組み整備等、内部統制の担保、利用者利便の向上を図るための措置を実施 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• センターの特殊会社化は、当初の中期目標にはなかったが、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受け行われることになったものであり、センターは、このように会社化に向けた準備を短期間で着実に進め、中期計画の達成に向け優れた実績をあげている。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.expo70.or.jp/">http://www.expo70.or.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	3年間(平成20年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中 期目標期 間	H20 年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S,A,B,C,Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7		
(2)共通事項						A×2 B×2	
(3)公園に関する事項						A×2 B×1	
(4)基金に関する事項						A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>	A	A	A	B	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×3 B×1	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1		
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A	A	A	A		
(4)地域社会への積極的な貢献	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3		
(5)効果的な助成金の交付	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2		
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1		
(7)公園に関する事項						S×1 A×2	
(8)基金に関する事項						B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大						B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)公園に関する事項						A	
(2)基金に関する事項						-	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5. 重要な財産の譲渡・処分</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>6. 剰余金の使途</b>	-	-	A	-	A	-	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	A	B	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(3)公園内の安全管理						B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- イベント活動や広報活動の強化を行った結果、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数が前年度からさらに増加し、入場料収入は年度計画を上回った。
- 人件費削減については中期計画を上回る削減を達成し、経費削減についても年度計画を上回っている。収入減という要因があったにもかかわらず、利益が計上されたことは、独立採算維持の観点から、適切な措置を講じた結果によるものであり、中期計画の達成に向けて順調な業績を上げているものと評価できる。
- 公園敷地の有効利用については、新たに貸付を行う等の有効利用が図られており、貸付料収入は着実に上がっている。ネーミングライツの売却については、進展が見られないが多様な企業・団体と交渉することを検討するよう期待する。
- 公園内の安全管理については、危機管理指針及び各種安全管理マニュアルが策定された。この内容の周知及び体制の徹底を図るため、「万博公園安全管理連絡会議」を今年度は4回開催した。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総人件費を除く一般管理費が 2,009 百万円で年度計画を上回る削減となっている。</li> <li>18 年度に対する削減率は△3.1%となり、目標に対して十分な進捗状況となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的な契約の徹底による工事費の削減等により、一般管理費は、年度計画を上回る削減を達成しており、中期計画に対しても十分な進捗状況となっている。</li> </ul>
公園敷地の有効活用等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに社会福祉施設の用地として4件の貸付契約を締結しており、これによる20年度の貸付料収入は約52百万円。</li> <li>ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用団体と検討している。しかし、当面直ちに実施する状況にはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未利用地の貸付については、新規の貸付を行うなど収入が着実に上がっており、土地の有効活用は適切に推進されていると評価できる。</li> <li>ネーミングライツの売却については、経済環境の悪化等やむを得ない面もあるが、進展が見られていない。現在の利用団体に限らず多様な企業・団体と交渉することを検討されたい。</li> </ul>
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く利用者の声を的確に把握するために、意見箱を設置し、来園者の声を適宜把握するとともに、迅速かつ適正な対応を行った。</li> <li>利用者のニーズに応えるための便益施設や大型遊具などの施設整備を計画的に実施したほか、イベントの開催や東京での日本万国博覧会等の資料展示巡回展、参加型のスポーツ大会など、年間を通じて様々なイベントを連続的に実施し、利用者の満足度を高めた。</li> <li>情報提供は、主に新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じたものと、機構が発行する定期刊行物やホームページほか、鉄道沿線・タウン誌、北摂地区の市報など、広域かつ多様な情報媒体を活用して、広報の強化に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なアンケート調査で利用者のニーズを把握し、施設整備やイベント実施などに反映させており、また、駐車場料金の引き下げなど、要望に対する対応も早くなってきた。さらに、HP やメールマガジン、携帯サイトなどの電子媒体を通じた広告・宣伝、マスコミ等への情報提供等の広報活動強化ともあいまって、入園者数、利用件数は、年度計画及び前年度を上回っている。昨年9月のリーマンショックにつづく景気の悪化、消費者心理の冷え込みで、多くの集客施設が苦戦している中、対前年プラスの入園者数となったことは、特に優れた成果をあげていると評価できる。</li> </ul>
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金事業審査会については、これまでの専門委員会を、「環境第1部会」、「環境第2部会」、「国際相互理解・文化活動部会」の3部会からなる専門部会に再編した。</li> <li>申請者の利便性向上については、公募案内及び基金事業の周知依頼のため、新たに豊中記者クラブにも資料を提供。また、関係機関への周知依頼として、これまでの文化庁、内閣府等 320 団体の他、新たに環境省、各都道府県の環境政策担当部局、環境関係学会など環境に関係の深い機関を追加。</li> <li>「環境・公園」関連事業を対象を重点化した調査計画(10 事業)を策定し、現地に赴き調査を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金事業審査会の状況に関する情報公開や外部からの意見募集の仕組みの導入など、透明性に配慮しており、一定の成果が見受けられる。</li> <li>助成を受けた団体の調査については、現状では 10 事業しか実施されておらず、件数が少ない。また、団体のHP等への表示については、若干であるが表示していない交付先もある。</li> <li>今後は、助成を受けた団体の調査の件数の増加や、助成金を受けた団体のHP等への表示についての一層の徹底を期待する。</li> </ul>
基金の運用及び管理 における客観性及び 透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努め、責任体制を明確化するため、内部組織体制の整備、運用方針の決定、毎月開催の「債券運用会議」における運用資産明細表の報告に取り組んできた。</li> <li>基金の管理・運用については、規程に基づき適正な管理・運用に努めた。また、透明性確保の観点から、基金の運用状況や運用益の用途について、ホームページで公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、債券運用方針を決定している。</li> <li>「債券運用会議」を毎月開催し、前月分までの運用資産明細表により、債券の償還、再運用、利金収入の状況や助成金の支払い状況等を報告しているほか、基金の運用状況や運用益の用途について、ホームページで公表している等、客観性及び透明性の確保に十分配慮しているものと認められる。</li> </ul>
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構としての危機管理の一般指針及び具体的な事故防止のための行動マニュアルを策定し、職員に対する研修を実施した。</li> <li>「万博公園安全管理連絡会議」を開催し、公園内施設及び業務委託の関係者に対して各種マニュアルの内容を周知した。</li> <li>保護者の携帯電話番号をバーコードにより登録した「迷子ワッペン」発券機を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理指針及び各種安全管理マニュアルが策定され、安全管理連絡会議において、内容が周知されているほか、職員に対しても説明会が開かれるなど安全教育の徹底が図られている。また、委託契約の締結にあたって、安全に関する条項を新たに追加したほか、「迷子ワッペン」発券機を設置等、重大事故発生防止のための新たな取組みがなされていることは評価できる。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: <a href="http://www.affcf.com/">http://www.affcf.com/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	B	B	B	B	B	B	
(1) 事業費の削減・効率化	B	B	B	A	A	A×1 B×3 C×1	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	B	A	B	A	B	
(5) 内部統制機能の強化						A×1 B×2	
(6) 評価・点検の実施	B	B	B	B	B	B	
(7) 情報処理システムの効率的な開発・運用	B	B	B	B	A	B	
(8) 調達報方式の適正化						A×1 B×3	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	B	B	B	B	B	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	
(2) 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1		
<b>3. 財務内容の改善</b>	A	B	B	B	B	B	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定						B×3	
(2) 引き受け審査の厳格化						A×1 B×4	
(3) モラルハザード対策						A×2 B×1	
(4) 求償権の管理・回収の強化						B	
(5) 代位弁済率・事故率の低減						A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け						B	
(7) 資産の有効活用						B	
<b>4. 予算、収支計画及び資金計画</b>	—	—	—	—	—	B	
<b>5. 短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>6. 重要な財産の譲渡等の計画</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	—	—	—	—	—	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)						A×1 B×2	

(2) 積立金の処分に関する事項						○
8. 施設及び設備に関する計画	A	-	-	-	A	
9. 人事に関する計画	B	A	A	B	B	
10. その他						
(1) 人事に関する計画						
(2) 積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 事業年度は、第 2 期中期目標期間の最初の年に当たるが、その実績を踏まえると、中期目標の達成に向けて概ね適切な努力がなされていると評価する。</li> <li>業務運営の効率化の取組について、事業費削減の面では、漁業資源の減少や燃費の高騰による漁業と、建築基準法の改正や景気後退などによる林業をとりまく経営環境が一段と悪化し、事業費の中で保険金支払・代位弁済費が急増したため、中期目標(平成 19 年度比で 5%以上削減)を実現できなかったことは、ある程度やむをえない。ただし、今後の取組を適切に行うために、事業費増加が一時的なものに留まるかについて精査が必要である。一方で、人件費や一般管理費については目標を上回る削減がなされた。また、昨年度、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘のあった給与水準の説明の妥当性及び適正化への取組については、地域・学歴を勘案したラスパイレズ指数の引下げ目標が明確にされているとともに、引下げに向けた取組も順調に実施されている。さらに、内部監査が本格的に導入され、内部監査計画を策定し、チェックリストを作成の上、計画を実施している他、コンプライアンス推進体制の構築やマニュアルの整備を行った上、役職員への周知を図ったり、事業ごとの業務運営の客観的評価・分析を始めたりするなど、規律付けへの取組は順調に進んでおり、今後、適切なフォローアップを期待する。</li> <li>業務の質の向上への取組について、事務処理の迅速化の面では、標準処理期間内の処理目標を達成していることに加え、関係機関との事前協議や情報共有の努力を評価できる。また、情報開示への充実や利用者の意見反映の面では、ホームページなどを用いた国民一般への情報発信や、アンケート調査による利用者からの情報収集等に関する努力が適切になされていると言える。引き続き、国民一般への説明責任を果たす努力を期待する。加えて、環境変化を踏まえて銀行等民間金融機関に対して農業信用保証制度の周知に努めた結果、これら諸機関との債務保証契約の締結が増加したことも、取組の成果の一つとして評価できる。今後も、業務の質の向上に向けて柔軟な経営努力を期待する。</li> <li>財務内容の改善の取組については、①リスクに応じて保険料率・保証料率を見直したこと、②引受審査厳格化の試みとして、大口引受案件の事前協議の審査対象案件の範囲を拡大したこと、③モラルハザード対策として部分保証制度を導入したこと、④サービサー等との連携により求償権の管理・回収を強化したことなどが、代位弁済率・事故率の低下等を通じて財務内容の改善に寄与したと評価できる。当該産業をとりまく環境変化について十分に検討し、料率の合理性と財務の効率化に向けてさらなる努力を期待する。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168 億 78 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 23.0%の増加となった。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費については平成 19 年度予算対比で 23.0%の増加となったが、経済情勢の変化が主因と見られ、削減・効率化努力が足りないとは直ちには判定できない。ただし、事業費増加が一時的なものか精査する必要はある。</li> </ul>
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費については、19 年度予算対比で 39.8%の削減となった。</li> <li>人件費については、17 年度決算比で 11.5%削減(削減目標 3%)の 10 億 73 百万円であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費の削減実績を評価するが、20 年度限りの要因によるものか検証が必要。支出点検プロジェクト・チームについては、今後の活動に注目したい。</li> </ul>
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金協会等関係機関との事前協議や情報提供の努力を評価する。</li> </ul>
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業信用保険業務において、20 年 3 月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更して保険料率の改定を行い、20 年 4 月から、新規引受分について新たな保険料率を適用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクに応じた保険料率等の見直しは評価できるが、漁業信用保険事業等における代位弁済等の増加を踏まえ、事故率の予測等を含めた検討を実施するなど、改善努力を期待する。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168 億 78 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 23.0%の増加となった。一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)については、4 億 23 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 39.8%の削減となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済情勢悪化の影響によるところが大きいものの、収支実績は厳しい。今後は、繰越欠損金を生じさせないよう一層の合理化努力が期待される。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川島 健勇)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: <a href="http://www.amami.go.jp/">http://www.amami.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	B	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A <sup>+</sup>	B	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	B	B	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	B	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	B	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	A	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	C	B	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	○	○	—	—	—	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	A	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項	A	A			—	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として順調に年度計画を達成しており、職員研修の実施、政策目的を踏まえた融資メニュー等の改正、コンプライアンス体制の充実に加え、一般管理費及び総人件費の削減など業務の合理化・効率化に向けた取り組みを実施していることは高く評価できる。</li> <li>また、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、情報提供や利用者ニーズの把握も着実に実施されていることは高く評価できるが、新しいニーズ発掘のため更なる工夫を加えつつ、業務実績に効果的に反映する説明会の実施等を検討する必要がある。</li> <li>債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等によりリスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については大幅に計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えていることから、奄美基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。</li> <li>人事計画に関しては、おおむね順調に達成しているが、今後とも適切な人員配置による業績効果を見据えた対応が必要である。</li> </ul>

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率	1(1)	・ 効率的な業務運営に資するため、独立行政	・ 職員研修の実施、融資メニュー等の改正、コ

化		<p>法人化時点で定員削減を行っており、引き続き、削減後の定員を維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行った。</li> </ul>	<p>ンプライアンス体制の充実など業務の合理化・効率化に向け、各指標とも順調に達成しており、民間金融機関、外部研修機関等のリソースを活用して、効率的な組織に努めていると評価できる。</p>
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費については、年度計画(対15年度計画比で13%以上削減)を上回り21.7%の削減となった。</li> <li>なお、総人件費改革の取組については、年度計画(対17年度比で3%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り13.6%の削減となった。</li> <li>福利厚生費については、法令上必要な経費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金)以外は支出していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。</li> <li>また、福利厚生費についても法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。</li> </ul>
適切な保証条件の設定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証料率については、一般保証で、利用者のリスクに見合った保証料率体系の導入を図ったが、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証条件は、カバー率の引き下げ及び限度額の見直しを行う一方、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行い、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。</li> </ul>
適切な貸付条件の設定	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から検討を行い、融資メニュー等の改正を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から融資メニュー等の改正を図るとともに、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行い、政策目的を踏まえた融資メニューの改正を図るなど、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。</li> </ul>
財務内容の改善① (保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権の回収率は、回収額(253百万円)が昨年度を下回ったこと等により3.8%(昨年度並み)となり、計画に比して4.4ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、昨年度に比して4.9ポイント、計画に比して17.1ポイント上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権割合や求償債権回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、引き続き、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要。</li> </ul>
財務内容の改善② (融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権の回収率は、回収額(359百万円)が昨年度を下回ったこと等により7.3%となり、昨年度に比して1.9ポイント、計画に比して0.9ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、昨年度に比して1.8ポイント、計画に比して3.6ポイント上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権割合や回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、引き続き、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要。</li> </ul>
人事に関する計画	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人化時点で組織体制の改正に併せ、審査業務と期中管理業務を併せて行う業務課に管理業務に精通した職員を配置する等職員能力に応じた人事配置を実施した。また、更なる債権管理体制の強化を図るため、期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めるため分掌事務・人員配置の見直しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画を概ね達成している。引き続き適切な人員配置による業績効果を見据えた対応が必要である。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.19)(個別意見)

- 融資業務については、「平成19年度決算検査報告」(平成20年11月7日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成20年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。
- 本法人の平成20年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で101.4(事務・技術職員)と19年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)101.2(事務・技術職員)を上回っているが、その理由が明らかにされていない。
- また、国家公務員の水準を上回っている理由として、20年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の学歴構成が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、本法人が複数年にわたり多額の繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/doku2.htm#03">http://www.mof.go.jp/singikai/doku2.htm#03</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>			
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	
(2)一般管理費等の削減	A×2	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	
(5)業務の点検	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	B	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	A×2 B×5 C×1	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	A×1 B×2	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	A×1 B×2 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	B	B	
(1)収支改善	B	C	
(2)繰越損失金の低減			
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	B×4 C×1	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	○	○	
<b>5. 重要な財産の譲渡等の計画</b>	○	○	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×1 B×1	
(3)積立金の使途	—	—	



2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国民生活にとって不可欠な基盤となる住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、自立的な経営を実現することをその基本目標としている住宅金融支援機構の平成 20 年度における中期計画の実施状況は、以下の点を総合的に勘案すれば、概ね順調であると考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務委託による効率化及び組織体制の合理化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度においては、債権回収会社3社に対する委託業務を、1社については4月から開始したが、他の2社については開始時期が7月となったのに対し、平成 20 年度においては年度当初から業務委託の活用を行った。その結果、平成 20 年度末における全額繰上償還請求債権 50,483 件の債権回収会社委託率は 81.0% (委託債権: 40,903 件)となり、平成 19 年度末の 71.3%から 9.7ポイント増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費については、計画的な人員管理等により、11.5%の削減(対平成 18 年度)を実現し、中期目標期間における目標達成に向け、着実に削減が進んでいる。</li> <li>債権管理回収業務については、年度当初より、外部の債権回収会社への委託を活用した結果、全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合が、昨年より約 10 ポイント増の約 81%に上昇する等一層の効率化を推進した。</li> </ul>
証券化支援業務(買取型の証券化支援業務)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度はサブプライム問題により債券市場が収縮する中、従来以上に投資家との対話を重視した丁寧な広報活動及び起債運営を実施した。</li> <li>マスタートラスト方式の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い視野からできる限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みについて、不断の検証を行いつつ、着実に実施する必要がある。</li> <li>さらに、債券発行に要する費用の一層の圧縮に取り組むこと等により、できる限り相対的低利のローンが供給できるように引き続き努力する必要がある。</li> </ul>
付保割合に応じた付保基準の設定等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資保険料率の計量モデルの高度化及びモニタリングの実施                     <ol style="list-style-type: none"> <li>モデルの高度化</li> <li>モニタリングの実施</li> </ol> </li> <li>実績反映型保険料制度の運営等                     <ol style="list-style-type: none"> <li>付保割合等(付保割合及び実績)に応じた付保基準及び保険料率の設定</li> <li>モラルハザード防止</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資保険料率の計量モデルについては、現行モデルの課題の検証を行い、今後のモデルの高度化の方向性を決定した。当該モデルを活用したモニタリング及びモニタリング結果の分析を平成 20 年度より開始し、実績反映型保険料の的確な運営に活用した。付保割合及び実績に応じた付保基準及び料率を導入するための具体的検討を進めた。今回の金融危機においては、計量モデルの仮定についての再検討の重要性が明らかになったため、さらなる努力が望まれる。</li> </ul>
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンション共用部分改良融資:95.0%(標準処理期間内 13 日以内)</li> <li>子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:82.8%</li> <li>高齢者住宅改良融資:64.7%</li> <li>財形住宅融資:70.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンション共用部分改良融資については 95%、子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資については 82.8%となっているものの、高齢者住宅改良融資及び財形住宅融資については目標値を下回る水準となっている。これらの住宅融資については、融資決定までの処理期間の短縮に努める必要がある。また、14 日という目標の妥当性についても検討が必要。</li> </ul>
収支計画、繰越欠損金の低減	3(1) 3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券化支援勘定: 28 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 193 億円。</li> <li>住宅融資保険勘定: 16 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 63 億円。</li> <li>財形住宅貸付勘定: 58 億円の当期総利益を計上、繰越利益金は 374 億円。</li> <li>住宅資金貸付等勘定: 29 億円の当期総損失を計上、繰越損失金は 244 億円となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理勘定以外の勘定(旧保証協会からの承継事業に係るものを除く。)の繰越損失金は、126 億円となっており、平成 19 年度より、15 億円増加した。第二期中期目標期間の最終年度までの解消が達成できるよう、フラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組み等の継続が必要である。</li> </ul>
リスク管理債権比率の削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理業務については、リスク管理債権額の削減率は中期計画策定時の想定を上まわる 13.9%となった。</li> <li>証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率は 0.63%となった。</li> <li>賃貸住宅融資に係るリスク管理債権の残高の比率は 0.50%と、目標値を超過した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権の圧縮に向けた取組みが、今後必要と考えられる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

該当なし